

知的財産と信託－課題と展望

Problems on the Relations between the Intellectual Properties and Trust in Japan

諏訪野 大*
Oki SUWANO

抄録 2004年の信託業法改正により注目された知的財産信託であるが、現在、著作権等管理事業法に基づく信託を除くと、活用されているとは言いがたい状況である。知的財産信託の現状と課題を探る。

1. はじめに

知的財産（権）を受託財産とする信託（以下、「知財信託」ということがある。）に対しては、以前、大きな期待が寄せられていた。

旧信託業法（大正 11 年法律 65 号）が、信託会社の受託可能財産から知的財産権を排除していたのに対し（同法 4 条）¹、2004 年（平成 16 年）の信託業法全面改正（平成 16 年法律 154 号）によりその制限が撤廃された。つづいて、2006 年（平成 18 年）に旧信託法（大正 11 年法律 62 号）が全面改正され（平成 18 年法律 108 号）、受託者範囲の拡大や受託者義務の任意規定化などが図られた²。知財信託については、倒産隔離機能（信託法 25 条 1 項）があること、信託登録の登録免許税が安価であること（登録免許税法別表第 1³）などのメリットがあり、資金調達や集中管理の新たな手法として注目を浴びていた⁴。

実際、次頁の表のとおり、特許庁の統計⁵によると、信託業法全面改正前の 3 年間は信託登録数が 0 であったのに対し、信託業法全面改正の翌年に急激な増加を示し、また、信託法全面改正の翌年にも多くの信託登録があった。

しかし、2010 年には 30 件、2011 年には 5 件という急激な落ち込みを見せた。また、振り返れば、信託業法全面改正以降の信託登録数の合計も、結局、1260 件にすぎない。

しかし、その一方で、戦前から、著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律（昭和 14 年法律 67 号。以下、「仲介業務法」という。）⁶、そして、それを受け継いだ著作権等管理事業法（平成 12 年法律 131 号）に基づいた著作権信託は盛んに行われている。代表的な著作権等管理事業者である一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）は、毎年、1000 億円以上の使用料徴収額を記録しており、2011 年度実績では、その額が約 1059 億円であった⁷。このことから、知的財産（権）が信託と親和性が低いということにはならない。

また、信託の対象について、旧信託法 1 条が「財産権」と規定していたのに対し、信託法は単に「財産」と規定したため（信託法 2 条 3 項）、営業秘密（不正競争防止法 2 条 6 項）なども、信託財産と

* 近畿大学法学部教授
Professor of Law, Faculty of Law, KINKIDAIGAKU

【信託登録数】	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	合計
特許権	0	0	0	394	4	18	7	4	29	3	459
実用新案権	0	0	0	9	0	1	0	1	0	0	11
意匠権	0	0	0	11	8	347	4	43	1	0	414
商標権	0	0	0	39	2	144	47	142	0	2	376
合計	0	0	0	453	14	510	58	190	30	5	1260

なりうるようにも思われる。しかし、権利として構成されていないということは、その知的財産の移転が可能であるのか、可能であるとして、どのように考えるべきかという問題がある。

本稿では、原則として、信託契約（信託法 3 条 1 号）により設定される知財信託を念頭に置き、近時の法改正や判例にも目を配りながら考察する。

2. 信託業に関する法令と知的「財産権」信託

(1) 知的財産権を受託できる信託会社

2004 年の信託業法全面改正により信託会社の受託財産制限が撤廃されたが、旧信託法および信託法ともに、受託財産の制限はなく、知的財産権は、本来、信託可能なものである。実際、信託法・信託業法制定の前年には、特許登録令施行規則（大正 10 年農商務省令 39 号）等に信託登録手続規定がすでに設けられていた。この点から、工業所有権の信託については、旧信託業法 4 条により、適当な受託者となる信託会社が存在しなかったために、利用されなかったと言える。

1939 年（昭和 14 年）の仲介業務法の制定以来、とくに音楽業界においては JASRAC という受託者が大きな存在感を有し、結果、著作権信託が盛ん

に行われてきたことと対照的である。

(2) 信託業の種類と比較

知財信託については、信託業法と著作権等管理事業法に基づいた 3 つの信託業がある。

信託業とは、信託の引受けを行う営業をいう（信託業法 2 条 1 項）。信託業には、行為の態様に制限のない一般的な信託業と管理型信託業（信託業法 2 条 3 項）がある。内閣総理大臣の免許（信託業法 3 条）を受けて前者の信託業を営むのが、一般的な信託会社（信託業法 2 条 2 項。以下、「運用型信託会社」という。）であり、内閣総理大臣の登録（信託業法 7 条 1 項）を受けて管理型信託業を行うのが管理型信託会社（信託業法 2 条 4 項）である。なお、登録の有効期間は 3 年であり、引き続き管理型信託業を営もうとする者は登録更新申請が必要である（信託業法 7 条 2・3 項）。

「管理型信託業」は 2 種類規定されているが、知的財産権信託について想定されているのは、もっぱら信託財産につき保存行為又は財産の性質を変えない範囲内の利用行為若しくは改良行為のみが行われる信託（信託業法 2 条 3 項 2 号）である。「保存行為」とは、財産の現状を維持するために必要な行為となっているかが基準であり、たと

えば、知的財産権に対する侵害を排除するための行為を指す。「財産の性質を変えない範囲内における利用行為」は、財産の通常の用法により収益を得ることを図る行為になっているか、また、長期にわたり他の方法による利用ができなくなるなど実質的に財産の処分を行っていることがないかが基準である。他者の利用を制限しない通常実施権を設定する行為や専用実施権を短期間（3年以内）設定する行為にとどまっていることが必要であるとされている⁸。

運用型信託会社は管理型信託業も行えるが、管理型信託会社は管理型信託業のみが行える点が異なる。ただし、管理型信託会社も、金融商品取引業の登録を受けた場合には、信託受益権売買等の業務が行える（金融商品取引法 29 条）。

一方、著作権等管理事業とは、管理委託契約に基づき著作物等の利用の許諾その他の著作権等の管理を行う行為であって、業として行うものであり（著作権等管理事業法 2 条 2 項）、著作権等管理事業を行う者が著作権等管理事業者である（著作権等管理事業法 2 条 3 項）。管理委託契約には 2 種類あるが、その筆頭が、委託者が受託者に著作権等を移転し、著作物等の利用の許諾その他の当該著作権等の管理を行わせることを目的とする信託契約である（著作権等管理事業法 2 条 1 項 1 号。なお、受託者による著作物等の利用許諾に際して委託者が使用料の額を決定することとされているもの以外のものでなければならない（同項柱書）。）。また、信託業法 3 条は、管理委託契約に基づき著作権等のみの信託の引受けを業として行う者には、適用されない（著作権等管理事業法 26 条）。

3 つの信託業のうち、著作権等管理事業における信託が突出して多いのは沿革的な理由が大きいですが、制度的に優れているためであるかといえ、そのようには言えないであろう。

とくに、委託しようとする者からすると、著作権等管理事業者よりも信託会社を選択したい理由が多々ある⁹。たとえば、信託業法が、信託法が任意規定としている善管注意義務（信託法 29 条 2 項）を強行規定としている（信託業法 28 条 2 項）のに対して、著作権等管理事業法は、そのまま信託法の規定が適用されるため、信託行為の定めにより善管注意義務を低減することが可能である。また、信託会社には、強固な財産基盤が求められており、最低資本金の額は、運用型信託会社については 1 億円（信託業法施行令 3 条）、管理型信託会社については 5000 万円（信託業法施行令 8 条）とされているが、著作権等管理事業者は債務超過や支払不能でさえなければよい（著作権等管理事業法施行規則 5 条）。

業として工業所有権の信託を引き受けられるのは信託会社のみであるが、著作権等管理事業者によるものよりも信頼性が高いと言える。

(3) 知的財産権信託に期待されていた役割

工業所有権信託が低迷傾向にあることについては、以上のように、信託業に関する法制度に起因するものではないと思われる。それにもかかわらず、あまり活用されない理由はどこにあるかと考えると、2004 年当時に期待されていた役割、とくに資金調達が困難なものであるという認識が広がったためであると思われる。

そもそも、知的財産権はキャッシュフローが見積もりにくく、海外での成功事例もロイヤリティの流動化であるため、知的財産権の受託が大幅に伸びるとは思われなかった¹⁰と評価されていたが、実際、知的財産権の評価は難しい¹¹。

また、知的財産権信託による資金調達スキームを構築しても、その後の利用が伸び悩むと、行き詰まってしまう。たとえば、銀行以外で初めて信

託会社の免許を受けた株式会社は、映画製作会社4社の複数作品を対象に信託を設定し、初期の作品はヒットしたものの、その後の作品の売上げが伸び悩み、経営者の交代や資金調達計画の難航など経営の混乱が続いたこともあり、純資産額が信託業法上の免許基準額の1億円を割ったことに加え、業務委託先から収益の回収ができていないことが発覚したため、2009年（平成21年）9月、金融庁から信託会社の免許を取り消された¹²。

資金調達方法は、信託以外にも数多く存在する。そこで、上記のような困難性が一度認識されると、信託のメリットを理解していたとしても、他の手法が選択されるのは当然であろう。しかし、逆に、知的財産権の価値評価方法が開発されれば、信託の活用が進むとも言える。また、この方法が確立された場合には、知的財産権担保にも用いることが可能である。この点は、法律学の分野だけで解決できることではなく、会計学などの分野と協調していかなければならない課題である。

一方、集中管理方法の1つとして、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律52号）を受け、TLO（Technology Licensing Organization：技術移転機関）が引き受ける信託に関する特例が認められているが（信託業法52条）、ライセンス料収入等の伸び悩みなどによりTLO自体がすでに統廃合されてきている¹³。これも、受託した特許権等に対する需要が小さかったという経営的問題であり、法制度に起因するものではないと言えよう。

加えて、著作物と発明との性質の差も見逃せない。著作物は創作後すぐに単体で商品となりうるため、受託者がその利用許諾をすれば、対価を得られるのが比較的容易である。しかし、特許発明が実際の製品に結実するためには相当の困難性が伴うのは周知のとおりであり、受託者が許諾したからといって、

その後のロイヤリティ収入に必ず結びつくものでもない。製品化への時間が長引けば、そもそも特許権の存続期間が満了するおそれも出てくる。

3. 信託登録

(1) 登録の効果

信託契約の締結により信託の効力が発生するが（信託法4条1項）、登録しなければ権利の得喪および変更を第三者に対抗することができない財産については、信託の登録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができない（信託法14条）。

著作権については、信託登録が第三者対抗要件であり（著作権法77条1号）、信託法14条1項が適用される。この点、工業所有権については信託登録が効力発生要件となっているが（特許法98条1項1号、実用新案法26条、意匠法36条、商標法35条）、信託法14条1項に対する特別規定として位置づけられている¹⁴。

受託者は、信託財産に属する財産と固有財産および他の信託の信託財産に属する財産とを、信託の登録をすることができる財産は当該信託の登録により、分別して管理しなければならない（信託法34条1項）、信託登録義務は免除することができない（信託法34条2項）。

しかし、信託行為の定めで信託登録義務を一時的に猶予することは可能である¹⁵。JASRACの著作権信託契約約款（平成21年6月19日届出）も、委託者又は受益者から請求があるまでは信託登録を省略すると定めている（同約款14条3・4項）。

ただし、工業所有権の信託契約において、このような登録の猶予を認めるべきではない。工業所有権信託は、登録が効力発生要件となっているため、登録があるまで、受託者は権利者になれない。

そもそも、信託法4条1項の趣旨は、旧信託法

下で、信託契約は目的物（信託財産）の実質的移転によって成立し効力が生じる要物契約であるとの見解が有力であったことに対し、この見解では、委託者から受託者に対する信託財産の処分があるまでは、信託契約の効力が生じず、したがって、委託者に忠実義務等の各種義務も発生しないことになるが、このように受託者の義務の発生時期が遅れる解釈をとることとなれば、受益者の利益が害されるおそれがあることによる¹⁶。

つまり、工業所有権の信託において登録の猶予を認めると、受益者の利益を害するおそれが生じ、それでは、信託法が、信託契約が要物契約であるという考え方を排除した趣旨を没却してしまう。たしかに、信託登録は受託者だけで申請できるが（特許登録令 56 条，実用新案登録令 7 条，意匠登録令 7 条，商標登録令 10 条），何らかの理由により必ずしも円滑になされるとは限らないであろう。

仮に、登録猶予が信託行為に定められていても、それは認められるべきではなく、相当期間内に信託登録すべき義務が当事者、とくに単独申請が可能な受託者にあると解すべきである。

立法論としては、工業所有権の信託登録が効力発生要件でなければならぬかは改めて考える余地がある。信託発祥の地である英国では、特許権等について信託の登録を禁じていることは注目に値しよう（Patent Act 1977 s. 32(3), Trade Mark Act 1994 s. 26(1), Registered Designs Act 1949 s. 17(2)）。

(2) 自己信託

自己信託の成立のためには、信託の目的、信託財産の特定に必要な事項その他の一定の事項を記載または記録した公正証書その他の書面または電磁的記録によることを要し（信託法 3 条 3 号），さらに、その効力が生じるのは、公正証書または公証人の認証を受けた書面もしくは電磁的記録に

よってされる場合には、当該公正証書等の作成のとき、あるいは、公正証書等以外の書面または電磁的記録によってされる場合には、受益者となるべき者として指定された第三者に対する確定日付のある証書による当該信託がされた旨およびその内容の通知のときからである（信託法 4 条 3 項 1・2 号）。そして、信託法 14 条も手当ての 1 つであり、その他、自己信託につき、債権者詐害目的による濫用の防止その他を目的として設けられた規定は多数に及ぶ（信託法 23 条・166 条・258 条 1 項・266 条 2 項）。

このように、自己信託については、相当の配慮がなされている。著作権の自己信託については、信託法 4 条 3 項の手続を終えた時点で効力を生じ、信託登録は第三者対抗要件である。他方、工業所有権の自己信託は、公正証書の作成等と信託登録を行わなければ、信託の効力が生じない。

公正証書等は、強い証明力を有し（民事訴訟法 228 条，公証人法 2 条・58 条の 2），また、公正証書等によらない場合も確定日付のある証書が必要であり、確定日付は証書の作成日について法律上完全な証拠力を認めるものであって（民法施行法 4・5 条），それゆえ信託法もその様式を備えることを効力発生要件として自己信託を認めた。

登録は、取引の安全に資するものであり、とくに自己信託の場合は公示する必要性が高い。ただし、第三者から見れば、登録により自己信託が設定されていることが分かれば十分であり、一方、自己信託設定者側からすれば、信託法の求める以上の手続を踏まなければ自己信託の効力が生じないことへの負担感は拭えないであろう。

ここでも、立法論として、工業所有権の信託登録を効力発生要件とすることについては一考の余地があると思われる。

(3) 通常実施権・著作物利用権の信託

通常実施権（特許法 78 条，実用新案法 19 条，意匠法 28 条）や通常使用権（商標法 31 条），著作物利用権（著作権法 63 条）も財産権であり，権利者の承諾を得れば（特許法 94 条 1 項，実用新案法 24 条 1 項，意匠法 34 条 1 項，商標法 31 条 3 項，著作権法 63 条 3 項），信託を設定できる。

通常使用権は信託登録が第三者対抗要件であり（商標法 31 条 5 項），上記 3. (1) で述べた著作権と同様である。他方，著作物利用権はそもそも登録制度が存在しておらず，通常実施権についても，2011 年改正法（平成 23 年法律 63 号）により，当然対抗制度が導入され，登録制度が廃止された。したがって，これらには信託法 14 条 1 項が適用されない。登録制度がない財産である場合，信託の公示なく第三者に対抗できる（最判平成 14 年 1 月 17 日民集 56 卷 1 号 20 頁）。

ところで，通常実施権や著作物利用権は，権利者に対して差止請求権や損害賠償請求権を行使させない不作為請求権と解されており（最判昭和 48 年 4 月 20 日民集 27 卷 3 号 580 頁参照），登録制度がない以上，その移転，つまり譲渡については，民法の債権譲渡の規定（民法 466 条以下）が適用されることとなる。また，通常実施権や著作物利用権は，指名債権と解されており，第三者対抗要件は，確定日付のある証書による通知又は承諾である（民法 467 条）。

既述したとおり，登録制度がなければ，公示なしに信託財産であることを善意の第三者に対抗しうることになるが，債権譲渡の第三者対抗要件の具備が必要であるかが問題となる。

利用すべき公示方法がない以上，公示を備えないのが当然のことであって，公示がないことを理由にして権利主張を認めないのは不合理と考えられ，また，そのような対抗要件の具備は心理的に

はかえって信託財産であることの認識を妨げるのだから，ことさらにそれを要求するのは当たらないと考えるべきである¹⁷。

4. 知的「財産」信託とその課題

(1) 信託法上の「財産」

信託の対象について，旧信託法 1 条が「財産権」と規定していたのに対し，信託法は単に「財産」と規定した。これは信託の対象となるためには，具体的な名称で呼ばれるほどに成熟した権利である必要はなく，金銭的価値に見積もることができる積極財産であり，かつ，委託者の財産から分離することが可能なものであれば，すべて含まれるとの趣旨を明らかにしたものである¹⁸。

旧信託法 1 条の「財産権」は，①金銭への換算可能性，②積極財産性，③移転・処分の可能性，④現存・特定性の 4 要件が満たされなければならないとされていた¹⁹。

これらの要件に関し，信託法の「財産」についても，結論としてはほぼ変更がない²⁰。

金銭への換算可能性については，法務省民事局参事官室の『信託法改正試案補足説明』が「金銭的価値に見積もり得るものすべてが含まれ，特許権等の知的財産権はもちろんのこと，特許を受ける権利，外国の財産権等も含まれる。ただし，委託者の生命，身体，名誉等の人格権が含まれないのは，これまでと同様である」（3 頁）としており，旧信託法下の考え方と差異はない。

積極財産性については，信託法においても信託財産は積極財産でなければならないという考え方は維持されたといわれている。ただし，信託財産責任負担債務の概念が導入された（信託法 2 条 9 項・21 条）ので，債務についても信託行為で定めれば，信託設定と同時に承継することが認められたとされる。

移転・処分の可能性については、信託法 3 条の「財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分」という文言からして、旧信託法下での「信託財産は移転もしくはその他の処分を通じて、委託者の財産権から分離可能なものでなければならない」ということと差異はない。ただ、担保権の設定が明文化されたに過ぎない。

現存・特定性については、旧信託法下における「信託財産には、存在可能性と特定可能性があることが必要とされている」ことを覆すような条文は信託法には見当たらないが、信託法は「信託財産は、現存しなくてもいいし、特定できなくてもいい」ともしていない。在庫商品・仕掛品等の集合財産や将来債権に関しても、現存性や特定性を有していると考えられる。

(2) 知的財産の「財産」該当性

知的財産について、①金銭換算可能性、②積極財産性があることに異論はないであろう。したがって、検討が必要なものは、③移転・処分の可能性、および④現存・特定性である。

まず、移転・処分の可能性について考察する。

知的財産は、仮に当事者が移転するという合意をしても、当事者の頭の中から知的財産を消去することはできず、当事者が知的財産という情報を共に保有する状態になるだけである。このような状態が、移転と言えるのかが問題となる。

しかし、知的財産権の移転であれば、そのようなことは起こりえないと言えば、そうではない。知的財産権の移転がなされた場合、移転前の権利者は知的財産の利用はできないこととなるが、利用自体が不可能なのではなく、権利侵害とならないために利用をしないだけである。この意味で、知的財産権の移転はフィクションである。

知的財産権であっても、知的財産であっても、

その「移転」とは、移転前の権利者が知的財産の利用を行わないことを意味する。したがって、知的財産は「移転」することができると解される。

次に、現存・特定性について考察する。

現存性については、その知的財産を独占する機能を有する権利の現存が必要である。それがなければ、その知的財産の利用は何人も自由にできるのであって（いわゆるパブリックドメイン）、信託契約を締結しても意味がない²¹。

特定性については、旧信託法時から「特定すべきことは必要である」という意味であり²²、現行法でも変更がないことは既述したとおりである。そして、信託契約が、特定の者との間で、当該特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の契約（信託法 3 条 1 号）であることから、その締結過程自体が財産の「特定」にほかならない。

したがって、知的財産も「財産」の 4 要件を満たし、信託法上の「財産」に該当する。

(3) 不正競争防止法により保護される知的財産の信託

以上のように考えると、不正競争防止法で保護される知的財産は信託財産になりうる。

商品等表示（不正競争防止法 2 条 1 項 1・2 号）、商品形態（不正競争防止法 2 条 1 項 3 号・4 項）、営業秘密（不正競争防止法 2 条 1 項 4 ないし 9 号・6 項）、ドメイン名（不正競争防止法 2 条 1 項 12 号・9 項）及び外国商標（不正競争防止法 2 条 1 項 15 号）については、信託財産とすることができると解される。

不正競争防止法は排他的独占権を付与するものではないが、これらの保有者は、差止請求権（不

正競争防止法 3 条 1 項) によって、一種の排他的独占状態を形成している。したがって、保有者が、信託契約締結後、その知的財産を利用せず、受託者となる者のみが利用できる状況があれば、移転が行われたと見ることができる。また、これらの不正競争については、使用料相当額を損害賠償額と推定する規定があり(不正競争防止法 5 条 3 項)、ライセンスに類似する契約の締結可能性を前提にしていることから、法が排他的独占権とほぼ同様に見ていることが裏付けられる。

他方、これら以外については、信託財産とすることができないと解される。

技術的制限手段に対する不正行為(不正競争防止法 2 条 1 項 10・11 号)については、同一の技術的制限手段を多数の事業者が利用している場合を想定すると、この不正競争により営業上の利益を侵害されるのは、すべての事業者である。技術的制限手段に対する不正行為から保護されるべき利益は、1 事業者に独占されるものではない。

誤認惹起行為(不正競争防止法 2 条 1 項 13 号)の直接的被害者は、消費者や業界である。誤認惹起行為から保護されるべき利益は、特定の事業者が独占する性質のものではない。

信用毀損行為(不正競争防止法 2 条 1 項 14 号)から保護されるべき営業上の信用は、たしかにその事業者が独占している。しかし、その営業上の信用は、それを保有している事業者から分離できるものではない(もっとも、事業信託であれば、可能な場合もあろう。)

以上のように、理論上、信託が可能な場合はあると思われるが、課題は多い。

たとえば、登録制度が存在しないため(もっとも、それが不正競争防止法の特徴であるが)、二重信託がなされてしまった場合、具体的に何をもって受託者を決定するのか、さらには、実際に不正

競争が起きた場合に受託者が「営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれのある者」(不正競争防止法 3 条 1 項)に該当しうるか(札幌高決昭和 56 年 1 月 31 日無体集 13 卷 1 号 36 頁参照)など枚挙に遑がない。

不正競争防止法により保護されている知的財産を信託する場合は、事業信託(信託法 2 条 1 項、会社法 467 条以下等)の形をとる方が現実的であろう(東京高判昭和 48 年 10 月 9 日無体集 5 卷 2 号 381 頁参照)。

(5) パブリシティ権の信託

最高裁は、肖像等は、商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があります、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利を「パブリシティ権」といい、肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから、人格権に由来する権利の一内容を構成するものであると判示し、パブリシティ権を法的権利として真正面から認めた(最判平成 24 年 2 月 2 日判時 2143 号 72 頁)。

最高裁は、パブリシティ権を人格権であるとするが、プライバシー権と同様の枠にとどまるか、「財産権」として発展していくかは、現時点において判断するに熟しているとまで言いがたく、この点については、人格権に関する理論の展開と社会的必要性の変化を踏まえた今後の議論の発展に委ねられているとされている²³。

したがって、現在においては、人格権とされたパブリシティ権の信託は不可能とならざるをえないが、今後の議論の発展によっては信託財産となりうる可能性があり、注目していく必要がある。

5. おわりに

知財信託への期待は戦前から寄せられていたものである。特許権信託についても、「発明ハ自然界

ノ原理ヲ應用シテ技術化シタルモノナルヲ以テ發明家ニハ學者又ハ技術家多シスカル者ハ産業經營ノ能力ニ乏シキヲ以テ資力ニ於テモ經營力ニ於テモ十分ナル者ニ其ノ發明ヲ委託シ是ヨリ生スル利益ノミヲ取得スルコトハ望マシキトコロナルヲ以テ特許權ヲ目的トスル信託行爲ハ將來性ヲ有スルモノナルヘシ²⁴と指摘されていた。現在においても、知財信託の活用に対する実務からの期待は根強いものがある²⁵。法的基盤の整備が進んだ現在、知財信託の可能性をさらに追求すべきであろう。

本稿で述べた以外にも様々な課題が知財信託には存在しており、知的財産法・信託法以外の分野とも密接に関係するものも多い。知財信託の活用促進には、それらの他分野と広く協調して解決していくことが必要である。

注)

- ¹ もっとも、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律 105 号）などによる知財信託は可能であった。
- ² 信託法・信託業法の沿革については、新井誠『信託法』（有斐閣、第 3 版、2008 年）17 頁以下。
- ³ たとえば、相続・合併以外の特許権の移転登録や専用実施権の設定登録は、1 件につき 1 万 5000 円であるのに対し、信託登録は、1 件につき 3000 円である。
- ⁴ 別冊 NBL 編集部『知的財産信託の活用法』（商事法務、2005 年）、松田政行『図解コンテンツ・ファイナンス——「著作権信託」で資金調達が変わる』（日刊工業新聞社、2005 年）など。
- ⁵ 特許庁『特許行政年次報告書 2012 年版（統計・資料編）』82 頁以下（<http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/nenjin/nenpou2012/toukei/2-20.pdf>）。
- ⁶ 仲介業務の定義規定（仲介業務法 1 条 2 項）中に「信託」という文言はないが、信託であることは当然の前提であった。同法制定の際には、当時の内務省関係者と大蔵省関係者との間に協議が行われ、仲介業務法は信託業法の特別規定として取扱うことで意見が一致したという（国塩耕一郎「著作権仲介法が意図したもの」日本音楽著作権協会『国塩耕一郎著作権論文集』（日本音楽著作権協会、1987 年）127 頁）。
- ⁷ 「使用料徴収額の推移」（<http://www.jasrac.or.jp/profile/outline/detail.html>）。
- ⁸ 金融庁『信託会社等に関する総合的な監督指針』金融庁サイト（<http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/shintaku.pdf>）25 頁以下、55 頁以下。
- ⁹ 詳細は、諏訪野大「著作権信託における 2 つの業法」信

- 託研究奨励金論集 31 号 59 頁（2010 年）。
- ¹⁰ 新井・前掲（2）25 頁。
- ¹¹ 知財高判平成 20 年 1 月 14 日判時 2030 号 93 頁、財団法人知的財産研究所訳『知的財産と無形資産の価値評価』（中央経済社、1996 年）。
- ¹² 「ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社に対する行政処分について」金融庁サイト（<http://www.fsa.go.jp/news/21/20090915-2.html>）、「JDC 信託免許取り消し——証券取引等監視委、不公正取引の有無調査へ。」2009 年 9 月 16 日日本経済新聞朝刊 7 面。
- ¹³ 大阪 TLO は、大阪府・市などが出資して 2001 年に設立されたが、補助金を除けば単年度で一度も黒字化を果たせず、2010 年度末に廃止され、「大阪 TLO 事業廃止に伴う整理損」として 2 億 6876 万円を出した（財団法人大阪産業振興機構「平成 22 年度正味財産計算総括表」）。
- ¹⁴ 特許庁出願支援課登録室編『産業財産権登録の実務』（経済産業調査会、改訂 6 判、2010 年）657 頁。
- ¹⁵ 寺本昌広『逐条解説新しい信託法』（商事法務、補訂版、2008 年）138 頁。
- ¹⁶ 同上 41 頁。
- ¹⁷ 田中實『信託法入門』（有斐閣、1992 年）91 頁、四宮和夫『信託法』（有斐閣、オンデマンド版、2009 年）169 頁。
- ¹⁸ 寺本・前掲（15）32 頁。
- ¹⁹ 四宮・前掲（17）132 頁以下。
- ²⁰ 新井・前掲（2）326 頁以下。
- ²¹ ただし、パブリックドメインとなっても、その知的財産の財産的価値が消滅するとは限らない。たとえば、夏目漱石の作品は著作権が消滅しているが、財産的価値が存することは明らかである。知的財産には、財産的価値がその知的財産自体に備わっているものと、それ自体に財産的価値はないが知的財産権の排他的独占性によって財産的価値を生じているものの 2 つがある。
- ²² 四宮・前掲（17）138 頁。
- ²³ 中島甚至「最高裁重要判例解説（ピンク・レディー事件）」L&T56 号 79 頁（2012 年）。ただし、人格権とされたパブリシティ権であるが、国際私法上は財産権と性質決定すべきであるという（同 80 頁以下）。
- ²⁴ 竹内賀久治『特許法』（巖松堂書店、1938 年）309 頁。
- ²⁵ 中川博司＝山田威一郎「知的財産信託を用いた新しい商標管理の手法」『特許法』61 巻 5 号 24 頁（2008 年）、市川晶子「特許権信託は管理機能提供からライセンス機能提供へ移行」『金融財政事情』59 巻 22 号 29 頁（2008 年）、松田和之「信託における情報の位置付け」第 37 回信託法学会研究発表会（信託法学会サイト <http://www.shin-takuhogakkai.jp/activity/37.html>）（2012 年）など。